

平成二十六年二月二十八日受領
答 弁 第 四 六 号

内閣衆質一八六第四六号

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員 柚木道義君提出「未妥結減算」にかかる赤石厚生労働大臣政務官の発言に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員柚木道義君提出「未妥結減算」にかかる赤石厚生労働大臣政務官の発言に関する質問に対する答弁書

御指摘の「事前調整機能」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）第三条第一項第二号に規定する中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）の委員（以下「二号委員」という。）は、医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員として、同条第四項の規定により厚生労働大臣が任命することとされており、医師、歯科医師及び薬剤師の業務に関する様々な立場の意見を踏まえて中医協における審議に参画するものである。

また、お尋ねの赤石清美厚生労働大臣政務官の発言の趣旨は、二号委員を含めた中医協の委員は、中医協で十分議論を行い、答申を取りまとめる役割を担っており、答申は尊重すべきである旨を述べたものであると承知している。